

食の安心・信頼の確保に関する 行政評価・監視の結果

平成18年3月29日

総務省 中部管区行政評価局

総務省中部管区行政評価局（局長：田中 栄一）は、平成17年12月から18年3月にかけて「食の安心・信頼の確保に関する行政評価・監視」を実施（三重行政評価事務所を動員）し、その調査結果に基づく所見表示を、平成18年3月29日、東海農政局に対して行いました。

「行政評価・監視」とは、行政評価局の行う行政改善活動の一つで、行政運営全般を対象として合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

〔照会先〕
総務省中部管区行政評価局
第二部第3評価監視官室

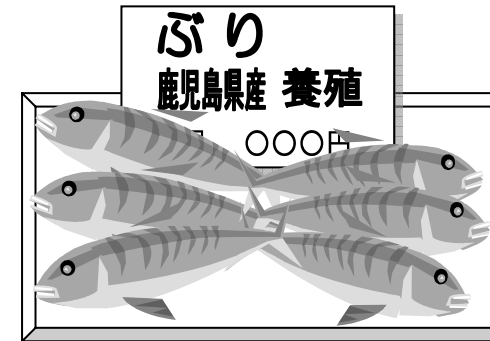
評価監視官 服部清治

電話：052-972-7449

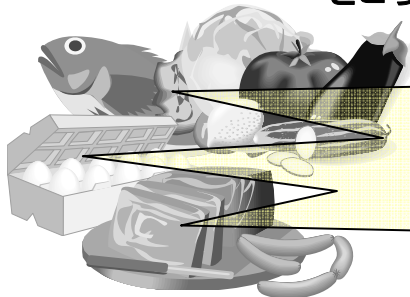
I 背景・目的等

**食品の品質表示は、消費者が食品の内容を正しく理解し、
選択する上での重要な情報源**

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
(=「JAS法」)」に基づき、食品別に、名称、原産地等所定
の事項の表示を義務付け



ところが...



平成14年1月、牛肉の産地偽装事件発覚
その後の相次ぐ食品の不正表示・偽装表示事件により、
食品表示に対する国民の信頼が大きく損なわれる

平成14年6月 農林水産省、JAS法改正(罰則強化等)
平成15年7月 地方農政局及び農政事務所に食品表示の監視業務に専従する職員を配置、監視
業務の強化等



中部管区行政評価局及び三重行政評価事務所は、食品に対する消費者の安心・信頼を確保するため、平成15年7月
から関係行政を担うこととなった東海農政局及び三重農政事務所の業務の実施状況を調査することにした。
行政評価・監視に先立って、まず「食品の品質表示に関する意識調査」を実施

「食品の品質表示に関する意識調査」(平成17年9月～10月)

【目的等】

中部管区行政評価局及び三重行政評価事務所は、行政評価・監視の実施に先立ち、消費者が食品の品質表示に関して有している意識や関係制度の認知度合い等を把握し、評価・監視の参考とするために実施

【調査時期】

平成17年9月～10月

【対象者】

名古屋市地域女性団体連絡協議会会員(50人)並びに愛知県及び三重県の行政相談委員(264人)、計314人に協力を依頼。221人から回答(70.4%)

【聴取事項】

- ① 表示制度に対する認知及び周知状況
- ② 地方農政局・農政事務所の活動についての認知状況
- ③ 今後、必要と考える取組 等

【結果は別添資料】

この結果を踏まえて平成17年12月、
「食の安心・信頼の確保に関する行政評価・監視」に着手

Ⅱ 行政評価・監視の結果

1 巡回調査等の的確な実施

(1) 巡回調査対象事業者の的確な把握

【調査結果】

農林水産省では、JAS法による表示制度に基づく適正な表示の確保を図る観点から農林水産省設置法に基づき、農政局、農政事務所職員が生鮮食品を販売する店舗を巡回しながら、表示事項を目視により調査し、口頭又は文書により必要な指導等を行う「巡回調査」を実施(資料1-①、② 資料2 表1)

巡回調査では、複数の都道府県の区域に店舗等を展開する事業者(「広域事業者」という)の店舗については、毎年、原則としてすべてを対象に調査を行う。また、単一県内で事業展開している事業者(「県域事業者」という)の店舗についても、一部調査している。

今回、東海農政局及び三重農政事務所の巡回調査対象事業者の把握状況をみたところ、次のような状況あり

- **店舗の未把握や、広域事業者の店舗を県域事業者の店舗と誤認していること等により、平成17年度の巡回調査計画から、本来調査対象とすべき店舗が漏れているもの** 77店舗
(東海農政局(愛知県内)65店舗、 三重農政事務所(三重県内)12店舗)
(資料2 表2)

※ 77店舗のうち25店舗は、総合スーパー、食品スーパー内にある食料品専門店(鮮魚、精肉、青果)の見落とし

※ 77店舗のうち15店舗を抽出調査したところ、6店舗で原産地等表示の欠落あり

【改善意見】

- ① **調査対象とすべき店舗を確実に把握**するため、巡視、広告等による情報チェックのほか、**広域事業者か県域事業者かの区分の確認**に努めること。
- ② 把握漏れ等店舗のうち3分の1を占める総合スーパーや食品スーパー内テナントの食料品専門店の的確な把握に努めること。

(2) 巡回調査における表示の真正性確認の充実

【調査結果】

農林水産省(農政局、農政事務所)では、平成16年度から小売店舗の巡回調査において、生鮮食品への品質表示の実施状況とあわせて、月ごとに農政局又は農政事務所が指定する品目(平成16年度は毎月3品目、17年度は毎月4品目)について、表示されている名称・原産地を仕入伝票等と照合し、表示の真正性の確認を実施(資料1-②、資料2 表3、4)

今回、東海農政局及び三重農政事務所の巡回調査の実施状況をみたと、次のような状況あり

- ① 小売店舗における表示がほぼ励行されるようになってきている^(※1)中で、**消費者は表示の真正性に関心**を向けるようになってきている。^(※2)

※1:東海農政局及び管内農政事務所による平成16年度の表示状況調査結果

名称の表示欠落1.6%(15年度1.4%) 原産地の表示欠落3.7%(15年度4.4%) (資料2 表5)

※2:食品の品質表示に関する意識調査結果

・農政局・農政事務所に期待する取組 ⇒ **表示されている内容の真正性を確認する調査の徹底がトップ**(56.3%) (資料2 表6)

- ② 現在の巡回調査は、**表示欠落の確認作業と真正性の確認作業とにほぼ同程度の時間**をかけている。

- ③ 表示の真正性の確認については、指定品目以外であっても、巡回調査担当者が**表示事項に疑義があると判断した場合^(注)にも実施すること**としているが、**このような判断に基づく真正性の確認実績は、平成16年4月～17年9月の間で、東海農政局及び三重農政事務所を合わせても5店舗8商品と少ない。**(三重農政事務所ではなし)

(注)例えば、ある原産地の商品が出回り時期でないのに販売されている等

【改善意見】

- ① 今後の巡回調査においては、**真正性の確認作業に力点**を移し、**真正性確認品目の増大**に努めること。
- ② **表示に疑義のある商品**についての**真正性確認を徹底**すること。また、表示に疑義のある商品を容易に識別できるよう県内流通情報や疑義情報を巡回調査担当者に提供すること。

(3) 仕入先業者に対する遡及調査の的確な実施

【調査結果】

農林水産省(農政局、農政事務所)では、平成17年度から小売店舗が商品を仕入れた仕入先業者を対象に遡及調査を実施(資料1-③、資料2 表7)

遡及調査は、小売店舗において真正性の確認を行った品目の仕入先業者の中から選定して実施しており、小売店舗で表示根拠が確認できなかった場合には、当該品目の仕入先業者を速やかに調査する必要あり

今回、東海農政局及び三重農政事務所の遡及調査の実施状況をみたところ、次のような状況あり

- ① 小売店舗の巡回調査において表示根拠が確認できなかったものについて、優先的に実施する仕組みとなっていないこと等から、**遡及調査を実施するまでの日数は平均85日、中には120日を超えているものもある。**(三重農政事務所では通常30日程度) (資料2 表8、9)
- ② 小売店舗で表示根拠が確認できなかったものに係る遡及調査については、仕入先業者において小売店舗の表示が真正であったか、適正に伝達していたかを伝票類の控え等で確認し、不表示であったものについては再発防止のための指導・啓発を行う必要がある。
しかし、**小売店舗で表示根拠が確認できなかったものに係る遡及調査の中には、小売店舗が行っていた表示が真正であったかの確認や小売店舗に対して原産地等を適正に表示・伝達していたかを確認していないものがある。**(資料2 表10)



【改善意見】

- ① 小売店舗で**表示根拠が確認できなかった食品の仕入先業者については、他に優先して速やかに遡及調査を実施すること。**
- ② 小売店舗で表示根拠が確認できなかったものについて仕入先業者を遡及調査する場合には、**小売店舗が行っていた表示が真正であったか等の確認及びそのような事態が生じた原因の把握に努め、再発防止を含めた指導・啓発を行うこと。**

2 表示制度の効果的な周知

(1) 消費者に対する効果的な周知の推進

【調査結果】

食品の表示制度の消費者及び事業者への周知啓発は、消費者及び事業者双方が制度を正しく理解することにより食品に関する正確な情報が伝達されることにつながるものであり、食品の表示への信頼を確保する上で、積極的な実施が求められている。(注)「食品の表示制度に係る意識調査」結果(資料2 表11)

- ・食品表示に関する知識が十分でないので機会があれば知識を増やしたい 約80%
- ・食品表示110番を知っている 約19%

今回、東海農政局及び三重農政事務所における消費者に対する周知啓発の実施状況を調査したところ、次のような状況あり

- ① 東海農政局及び三重農政事務所では、消費者に対する周知方策として出張講座、食品表示地域フォーラム、懇談会等の開催、消費者向けのイベントの場でのPRや広報紙、各種パンフレット及びホームページなどにより周知を図っている。しかし、例えば、市町村窓口、小売店舗店頭へのパンフレットの配置、ポスターの掲示や市町村広報誌への情報掲載を、市町村、事業者に要請している実績がみられないなど、**消費者に身近な広報ルートを活用した周知が行われていない。**
- ② 食品表示110番は、広く国民から食品の表示について情報提供や食品の表示制度に関する問い合わせを受けるため農政局及び農政事務所等に開設されている。(資料2 表12、13)
食品表示110番の周知方法についてみると、広報紙に食品表示に関する記事を掲載しているが110番に関する記述が無いもの、食品表示110番を紹介しているが専用電話番号を記載していないもの等**周知方法の改善を図るべき例がみられる。**

【改善意見】

- ① 市町村窓口、小売店舗店頭へのパンフレットの配置やポスターの掲示及び市町村広報誌への情報の掲載を市町村、事業者へ要請する等、**消費者に身近な広報ルートの利用を推進すること。**
- ② 食品表示制度の周知を行う場合には、あわせて**食品表示110番制度及び専用電話番号の広報に努める等、周知方法の改善を図ること。**

(2) 事業者に対する周知機会の確保の推進

【調査結果】

東海農政局は、事業者に対する周知啓発として、巡回調査の実施の際、必要に応じてパンフレットを配布するなど、その活用を図っているほか、制度改正等の機会をとらえた事業者等に対する説明会、食品表示地域フォーラム、食品表示懇談会の開催やホームページ等を通じた情報提供等を実施している。また、事業者等からの要請に応じて、職員が会合等に出向いて食品表示制度に関する講演を行う出張講座を周知啓発の手段として推進

今回、東海農政局における事業者に対する周知啓発の実施状況を調査したところ、次のような状況あり

この出張講座の開催状況をみたところ、東海農政局では、平成16年度には年間49回、3,300人を対象に開催しているが、出張講座は外部からの要請があつて初めて開催するものであることから、開催の機会を確保することが課題

(資料2 表14)

東海農政局の一部の地域課では、愛知県の出先機関である保健所及び愛知県食品衛生協会支部と連携して食品衛生責任者を対象とした講習会において食品表示に関する講演を行う機会を確保し、事業者への周知に効果をあげているが、その他の地域課等では同様な連携が図られていない。



【改善意見】

愛知県の食品衛生部局等との連携を図ることにより、①食品衛生責任者を対象とした講習会において出張講座を開催するなど、その開催の機会を確保するとともに、②出張講座の周知に努める必要がある。

3 県との連携の促進

(1) 巡回調査対象事業者の選定に係る県との的確な連携

【調査結果】

食品表示の巡回調査を実施する地方農政局等は、JAS法に基づく役割分担を踏まえ、都道府県との連携を緊密化して、効率的かつ的確な巡回調査を行うため、県域店舗に対する巡回調査を実施する前年度までに県との調整を行うこととされている。

東海農政局では、県に対し、県が調査対象とする県域店舗を照会し、調査対象とする県域店舗を選定して計画名簿を作成するなどして東海農政局等と県が同一店舗を重複調査しないよう調整を行っているが、次のような状況がみられる。

- ① **計画名簿の段階で、東海農政局と愛知県が21店舗を調査対象店舗として名簿に重複して登録している。**
- ② **巡回調査の実施結果をみると、14店舗が東海農政局と愛知県から重複して調査を受けている。**（資料2 表15）
 - i) 計画名簿に重複登録されており重複調査されたもの：9店舗
 - ii) 年度途中で新規に行われた県域店舗の巡回調査により重複調査されたもの：2店舗
 - iii) 広域店舗である大型商業施設に入店しているテナント店舗を大型商業施設と一体的に調査したため重複調査されたもの：3店舗



【改善意見】

県との連携を緊密化して、効率的かつ的確な巡回調査を行うため

- ① **農政事務所又は地域課が県と同一店舗を重複調査することがないように計画名簿を的確に調整すること。**
- ② **年度途中で新規に県域店舗の巡回調査を行う場合は、計画名簿の確認励行により、重複調査を生じさせないように農政事務所及び地域課を指導すること。**

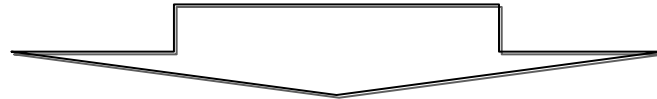
(2) 食品表示ウォッチャーからの提報情報の取扱いに関する連携の促進

【調査結果】

食品表示の監視については、行政のみでなく消費者の目を活かすことが重要であり、食品表示のモニタリング調査と不適正な食品表示に関する情報提供等を行う食品表示ウォッチャーが国及び都道府県に配置されている(資料2 表16)。

食品表示ウォッチャーから提報される情報を食品表示の監視に活かすため、東海農政局及び愛知県は、提供された情報に係る事業者を調査するとともに、広域事業者である場合は東海農政局、県域事業者である場合は愛知県が対応することとなるため、それぞれが把握した情報を相互に回付することとしている。

- ① 平成17年度上半期に愛知県から東海農政局へ回付された32件の愛知県食品表示ウォッチャーの情報の取扱い状況をみると、東海農政局から愛知県に回付時期の早期化を求め、回付に要する期間は短縮されているものの、**東海農政局に情報が提供されるまでに約1か月から3か月を経過している。**
- ② 東海農政局は、回付された情報に基づき小売店舗の調査及び指導等を行っているが、**回付情報が古くなっているため、食品表示ウォッチャーが情報を把握した当時の表示欠落等の状況を確認できず、タイムリーな措置が講じられない例**がみられる。(資料2 表17)

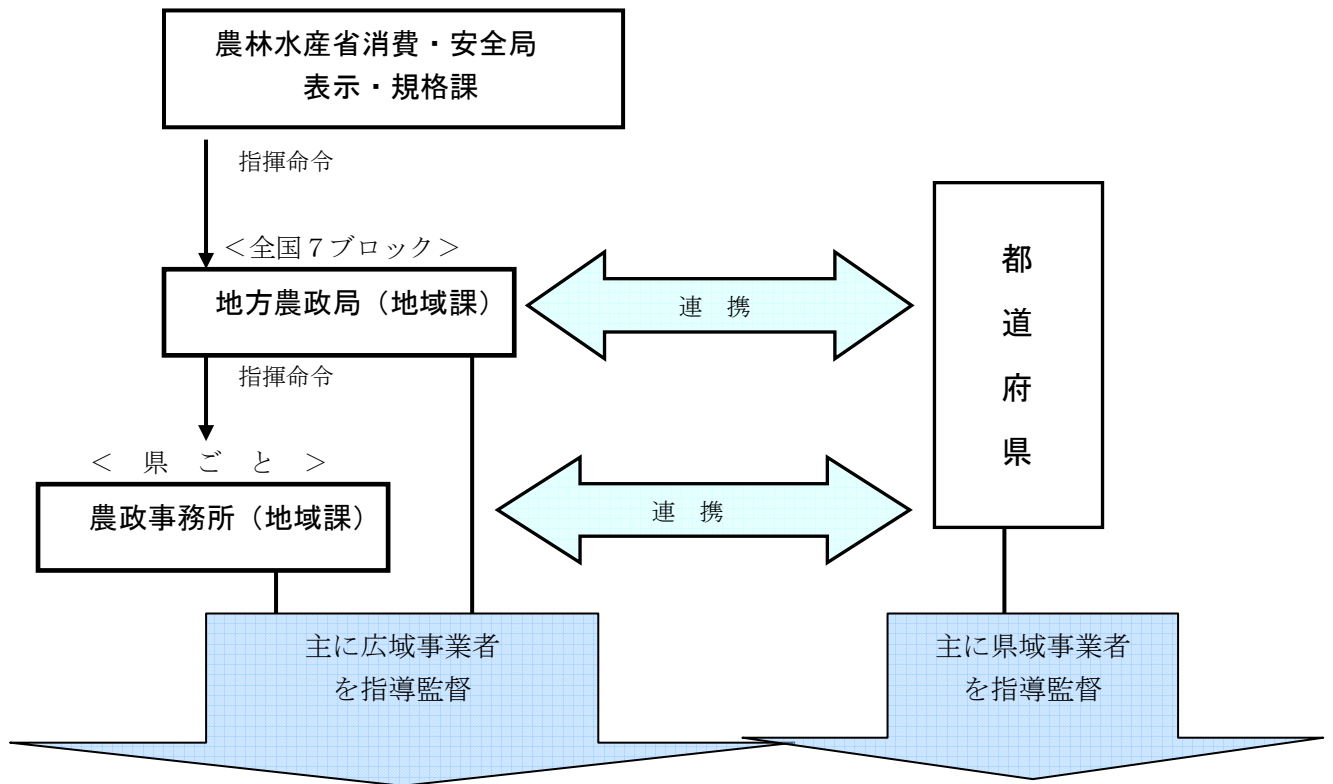


【改善意見】

東海農政局は、よりタイムリーな措置を講ずるため、**広域事業者に係る食品表示ウォッチャーからの情報を速やかに東海農政局に回付するよう愛知県に要請**する必要がある。

品質表示の監視体制等の概要

① 監視体制及び巡回調査対象



巡 回 調 査

<p>広 域 事 業 者</p> <p>(複数の都道府県に店舗展開する事業者)</p>	<p>県 域 事 業 者</p> <p>(単一県内で事業展開する事業者)</p>
--	---

② 小売店舗の巡回調査の調査事項

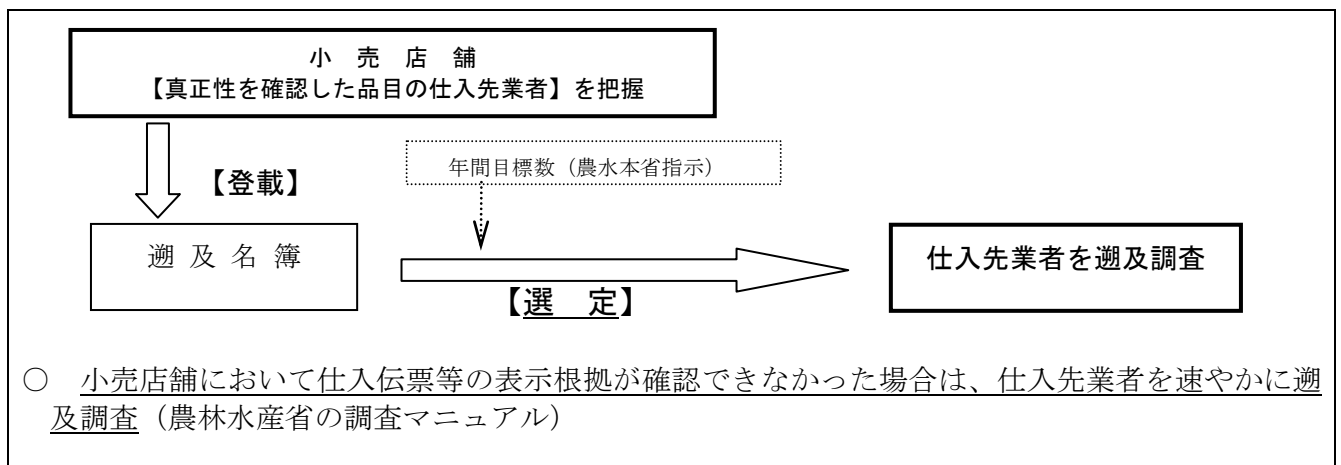
- 生鮮食品品質表示基準第4条第2項
小売業者は、生鮮食品の名称及び原産地を容器・包装又は近接した掲示その他見やすい場所に表示しなければならない。
 - 農林水産省の地方農政局（地域課）・農政事務所（地域課）は、小売店舗を巡回調査
 - 巡回調査では、i) 表示の欠落がないか（表示実施状況調査）、ii) 表示が真正か（真正性確認）を調査・確認
- * 現在の巡回調査では、欠落の確認と真正性の確認は、ほぼ同程度の作業時間

巡回調査における調査・確認事項

i) 表示実施状況調査	ii) 真正性確認
生鮮食品について、名称、原産地等の表示が欠落していないかチェック	指定された品目（毎月、4品目）について、表示されている名称、原産地等を仕入伝票（仕入先からの送り状、納品書等）などと照合し、正しい表示かを確認

③ 仕入先業者（仲卸業者等）に対する遡及調査の方法

- 生鮮食品品質表示基準第4条第2項
仲卸業者等は、生鮮食品の名称及び原産地を容器・包装（段ボール箱、トロ箱等）又は仕入伝票（送り状、納品書等）に表示しなければならない。
- 地方農政局（地域課）・農政事務所（地域課）は、小売店舗が商品を仕入れた仕入先（仲卸業者等）を遡及調査
- 巡回調査した小売店舗において、商品を仕入れた仲卸業者等を把握し、その中から遡及調査の対象を選定



関連データ等

表1 平成17年度巡回調査計画店舗数 (単位：店)

県別	広域店舗	県域店舗	計
愛知県内	836	825	1,661
三重県内	207	323	530
計	1,043	1,148	2,191

(注) 東海農政局提出資料を基に当局が作成した。

表2 把握漏れ等となっている広域店舗数 (単位：店)

県別	理由	把握漏れ等となっている広域店舗数			計
		把握漏れ	県域として誤認	整理不十分	
愛知県内		53 (18)	10	2	65
三重県内		8 (7)	4	0	12
計		61 (25)	14	2	77

(注) 1 当局及び三重行政評価事務所の調査結果による。

2 () 内は、総合スーパーや食品スーパー内のテナント店舗の内数である。

表3 真正性の確認を行う品目の指定方法等

年度	指定品目		その他 (指定品目以外)
	指定方法及び指定数	指定品目がない場合	
16年度	○ 地方農政事務所(地方農政局が所在する県にあっては地方農政局)が、毎月、農産物・水産物・畜産物ごとに1品目を指定 ⇒ 計3品目	○ その場で他の品目を選定し、確認実施	○ 表示事項に疑義があると思われる商品
17年度	○ 上に加えて、地方農政局が管内指定品目として毎月、農産物・水産物・畜産物から1品目を指定し、管内農政事務所に指示 ⇒ 計4品目		

(注) 東海農政局提出資料を基に当局が作成した。

表4 真正性確認の実施状況(平成17年度上半期) (単位：店、品)

区分	巡回調査店舗数	真正性確認店舗数	真正性確認商品数
東海農政局(愛知県内)	713	698	3,048
三重農政事務所(三重県内)	246	246	1,806
合計	959	944	4,854

(注) 東海農政局及び三重農政事務所提出資料を基に当局が作成した。

表5 小売店舗における生鮮食品の表示実施状況調査結果(東海農政局内)

(単位：店、商品、%)

年度	調査店舗数	調査商品数	「名称」表示がなかった商品数	「原産地」表示がなかった商品数
平成15年度	2,476	420,694	5,941 (1.4)	18,711 (4.4)
平成16年度	2,388	372,186	5,950 (1.6)	13,679 (3.7)

(注) 東海農政局提出資料を基に当局が作成した。

表 6 食品の品質表示に関する意識調査結果（農政局・農政事務所に期待する取組）

（単位：人、％）

回答（複数回答）	回答数	回答割合
表示されている内容の真正性を確認する調査の徹底	121	56.3
小売店・卸売店に対する抜き打ち調査の実施	115	53.5
不適正な表示があった事業者に対する指導の強化	102	47.4
不適正表示があった事業者名を速やかに公表する。	95	44.2
事業者の自主的な取組の推進を図る。	92	42.8
回答者数合計	215	100.0

（注）当局及び三重行政評価事務所が実施した「食品の品質表示に関する意識調査」結果により作成した。

表 7 仲卸業者等中間流通業者に対する調査の計画数及び実績数（17年度）

（単位：事業者）

局・所別	計 画			実 績（上半期）		
	計画調査	遡及調査	計	計画調査	遡及調査	計
東海農政局（愛知県内）	86	202	288	66（86）	55（168）	121（254）
三重農政事務所（三重県内）	23	55	78	15（21）	12（35）	27（56）
合 計	109	257	366	81（107）	67（203）	148（310）

（注）1 東海農政局及び三重農政事務所提出資料を基に当局が作成した。

2 実績欄の裸数字は17年度上半期（4月～9月）、（ ）内は同年4月から12月の間の実績である。

表 8 小売店舗で表示根拠が確認できなかったものについての遡及調査までの平均日数

（東海農政局）

小売店舗調査から遡及調査までの平均日数	85.2日
該当件数	35件

（注）1 当局の調査結果による。

2 平成17年度上半期に実施した小売店舗の巡回調査において、表示根拠を確認できなかったものを対象に遡及調査までの期間を算出した。

表 9 小売店舗で表示根拠が確認できなかったものについて遡及調査までに長期を要しているもの

（東海農政局）

小売店舗調査		遡及調査 年月日	所要日数	備 考
調査年月日	状 況			
17.5.19	（専門店） 豚肉の仕入伝票に原産地表示がなく、 表示根拠を確認できなかった。	17.10.17	151日	—
17.6.1	（スーパーマーケット） 鶏ももの仕入伝票及びアウトパック容 器に原産地表示がなく、表示根拠を確認 できなかった。	17.11.11	163日	遡及調査する前に、小売店舗 から当該仕入先業者に表示が ない旨連絡があり、自主的に改 善
17.6.8	（専門店） ブロッコリーについて、表示根拠を確 認できなかった。	17.10.28	142日	原産地表示に欠落があり、改 善指導
17.7.28	（専門店） 鶏肉の仕入伝票に名称・原産地表示が なく、表示根拠を確認できなかった。	17.12.9	134日	—

（注）1 当局の調査結果による。

2 平成17年度上半期に実施した小売店舗の巡回調査において、表示根拠を確認できなかったものの中から抽出した。

表 10 遡及調査において表示根拠がなかった原因等を調査していないもの

① 東海農政局管内（愛知県内）	
小売店舗調査における状況	遡及調査の状況
（平成 17 年 7 月 28 日、肉専門店） 鶏肉の仕入伝票に名称・原産地表示がなく、表示根拠が確認できなかった。	平成 17 年 12 月 9 日、仕入先業者を遡及調査。当日の在庫品等の表示状況を調査したが、不表示がないため指導なし 左の小売店舗表示の根拠確認や伝票に名称・原産地が表示されていなかった原因は、把握されていない。
（平成 17 年 7 月 21 日から 28 日、4 小売店） しょうがの仕入伝票に原産地表示がなく表示根拠が確認できなかった。いずれも仕入先は、同市内の仲卸業者 （17 年 8 月 24 日、一宮市内の小売店） しいたけの仕入伝票に原産地がなく、表示根拠が確認できなかった。仕入先は、上と同じ仲卸業者	平成 17 年 10 月 13 日、仕入先の仲卸業者を遡及調査。当日の在庫品等の表示状況を調査したが、不表示がないため指導なし 左の小売店舗表示の根拠確認や伝票に原産地が表示されていなかった原因は、把握されていない。
（注）中部管区行政評価局の調査結果による。	
② 三重農政事務所管内（三重県内）	
小売店舗調査における状況	遡及調査の状況
（平成 17 年 8 月 29 日、スーパーマーケット） えだまめの仕入伝票がなく、容器も廃棄していたため原産地の根拠確認ができなかった。	左の仕入先事業者は、計画調査対象であったため、このような例については通常 1 か月程度で遡及調査を実施しているが、当初の予定どおり平成 17 年 10 月 24 日に計画調査を実施。当日の在庫品等の表示状況を調査したが、不表示がないため指導なし 左の小売店舗表示の根拠確認等は、行っていない。
（平成 17 年 9 月 13 日、専門店） 牛レバーの仕入伝票に名称・原産地表示がなく根拠確認できなかった。	平成 17 年 9 月 29 日、仕入先業者を遡及調査。当日の在庫品等の表示状況を調査したが、不表示がないため指導なし 左の小売店舗表示の根拠確認や伝票に名称・原産地が表示されていなかった原因は、把握されていない。
（平成 17 年 9 月 21 日、スーパーマーケット） パブリカの仕入伝票に原産地表示がなく根拠確認できなかった。	平成 17 年 10 月 20 日、仕入先業者を遡及調査。当日の在庫品等の表示状況を調査したが、不表示がないため指導なし 左の小売店舗表示の根拠確認や伝票に原産地が表示されていなかった原因は、把握されていない。
（注）三重行政評価事務所の調査結果による。	

表 1 1 食品の品質表示に関する意識調査結果（周知啓発関連項目）（単位：人、％）

設 問	回 答	回答数	回答割合
品質表示等に関する知識	必要な知識はあると思う。	38	17.4
	十分でないので、機会があれば知識を増やしたいと思う。	173	79.0
	その他	8	3.7
合 計		219	100.0
周知を受けた経験	周知を受けた経験がある	93	42.7
	周知を受けた経験がない	125	57.3
合 計		218	100.0
周知啓発についての意見	十分実施されていると思う。	16	7.3
	不十分だと思う。	132	60.6
	分からない。	70	32.1
合 計		218	100.0
農政局・農政事務所の食品表示 110 番を知っていますか	知っている	40	18.6
	知らない	175	81.4
合 計		215	100.0

(注) 当局及び三重行政評価事務所が実施した「食品の品質表示に関する意識調査」結果により作成した。

表 1 2 食品表示 110 番の開設の趣旨等

○ 食品表示 110 番は、平成 14 年 2 月 15 日から設置、運用を開始
1 趣旨 食品表示に対する消費者の関心が高まっていること及び食品の品質表示の一層の適正化を図る観点から、広く国民から食品の表示について情報提供を受けるためのホットラインを設置する。
2 受付情報 偽装表示等の不審な食品表示に関する情報 食品の表示制度に関する質問 など

表 1 3 食品表示 110 番の区分別受付件数（単位：件、％）

区 分	年 度	合 計	情報提供	問合わせ	提 案	苦情案件	その他
東海農政局	16 年度	463(100.0)	37(8.0)	417(90.1)	0(0)	7(1.5)	2(0.4)
	17 年度	361(100.0)	45(12.5)	311(86.1)	2(0.6)	1(0.3)	2(0.6)
三重農政事務所	16 年度	173(100.0)	33(19.1)	133(76.9)	2(1.2)	4(2.3)	1(0.6)
	17 年度	81(100.0)	18(22.2)	62(76.5)	1(1.2)	0(0)	0(0)

(注) 1 東海農政局及び三重農政事務所資料により作成した。

2 平成 17 年度は上半期の実績である。

表 1 4 表示・規格課、各地域課別の出張講座の開催回数、参加人員（単位：回、人）

年 度	合 計	表示・規格課	地域第 1 課	地域第 2 課	地域第 3 課	地域第 4 課
平成 16	49(3,364)	23 (986)	3 (366)	15 (1,668)	4 (110)	4 (234)
平成 17	35(2,536)	13 (445)	2 (211)	16 (1,583)	2 (30)	2 (267)

(注) 1 東海農政局資料により作成した。

2 () 内は参加人員数である。また、平成 17 年度は上半期の実績である。

表 15 東海農政局地域課と県とが重複調査している店舗 (単位：店舗、%)

店舗区分	食品スーパー	食品専門店				その他	計	割合
		青果	精肉	鮮魚	小計			
大型商業施設内のテナント店舗	0	0	2	9	11	0	11	78.6
その他	2	1	0	0	1	0	3	21.4
計	2	1	2	9	12	0	14	100.0

(注) 当局の調査結果による。

表 16 食品表示ウォッチャーの配置状況等

○ 食品表示ウォッチャーの役割等

- ① 買い物等の消費者の日常活動を活用した食品表示の継続的なモニタリングと不適正な食品表示に関する情報提供を通じて、食品表示の適正化を図るため配置。
- ② 中央食品表示ウォッチャーは、社団法人日本農林規格協会の協力を得て、農林水産省が全国に 300 人を配置。複数の都道府県に店舗展開されている食品販売店を中心にモニタリング等を実施。
- ③ 都道府県食品表示ウォッチャーは、各都道府県が配置。都道府県のみで店舗活動している食品販売店を中心にモニタリング等を実施。

食品表示ウォッチャーの配置状況 (単位：人)

年度	中央食品表示ウォッチャー		愛知県食品表示ウォッチャー
	東海農政局管内	うち、愛知県	
平成 16	28	17	150
平成 17	42	27	150

(注) 東海農政局及び愛知県資料により作成した。

表 17 東海農政局における食品表示ウォッチャーからの情報の措置例

ウォッチャーの観察日	農政局の受付日	東海農政局の措置状況
17年 3月21日	17年 6月20日	ズワリガニの原産地表示がない等の情報。任意調査を実施するが、情報が古く、旬を過ぎズワリガニは販売しておらず、表示状況の確認ができないため類似商品の表示状況を確認。
17年 3月16日	17年 6月20日	ロールキャベツの原材料等の表示がない等の情報。任意調査を実施するが情報が古く、旬を過ぎ販売しておらず、表示状況の確認ができないため類似商品の表示状況を確認。
17年 7月5日	17年 8月3日	カツスシの原産地表示がないとの情報。任意調査を実施し、当日の表示状況を確認。情報が古く、観察日当時の販売状況を確認できなかった。
17年 6月13日	17年 8月3日	ニガリの原産地表示がないとの情報。任意調査を実施し、当時の仕入伝票に原産地の表示があることを確認できたが、情報が古く、担当者からの聴き取りでは、当時の販売状況の確認はできなかった。

(注) 東海農政局資料及び説明により作成した。